

最低賃金 地方底上げ

目安、3区分に再編

厚労省

厚生労働省は6日、最低賃金（3面きょうのことば）引き上げの目安を示す区分（ランク）を4つから3つに減らすと決めた。現行方式になった1978年度以来、初めての見直しになる。区分を減らして地域間格差を是正し、日本全体の賃金の底上げにつなげる。

同日の中央最低賃金審議会（厚労相の諮問機関）が取りまとめた。同審議会は毎夏、最低賃金の引き上げ目安を決め、各都道府県で秋に適用する。今夏に決める202

3年度から3区分制に切り替わる。現行の目安額は各都道府県をA～Dの4つのランクに分けて示す。東京都などがA、沖縄県や高知県などがDだ。目安額はAからDにかけて低くなるのが通例で都市部と地方の最低賃金の差が広がる要因になっている。22年度は最も高い東京都の時給は1072円で最も低い沖縄県などは853円だった。219円という差は02年に比べると2倍以上に広がった。賃金格差拡大は地方の人材流出を招き、すでに人員確保に苦しむ地方が一段と厳しい状況に陥る。

これに歯止めをかけるために3区分制を導入した上で経済指標だけでなく各地の労働者数も加味して区分を決める。3区分制のBは28道府県とA～Cで最も多かった。労働者数ではAとBで全体の9割を占めるため、全体の賃金水準は押し上げられる見込みだ。最低賃金が日本全体の賃金に与える影響は大きい。最低賃金改定後に賃上げが必要になる労働者の比率をみると、21年度は16・2%と12年度から11%超上がった。北海道や東北、九州地方が目立つ。雇用形態別では最低賃金の水準近くで働く非正規やパートタイムの賃上げにつながりやすい。

3区分制のBは28道府県とA～Cで最も多かった。労働者数ではAとBで全体の9割を占めるため、全体の賃金水準は押し上げられる見込みだ。最低賃金が日本全体の賃金に与える影響は大きい。最低賃金改定後に賃上げが必要になる労働者の比率をみると、21年度は16・2%と12年度から11%超上がった。北海道や東北、九州地方が目立つ。雇用形態別では最低賃金の水準近くで働く非正規やパートタイムの賃上げにつながりやすい。

賃上げは日本経済全体にとって大きな課題となっている。岸田文雄首相は3月に開いた政労使の代表による会議で、最低賃金の全国加重平均を22年度の961円から4%高い1000円に引き上げる目標に言及した。日本商工会議所などの調査では4割超が23年度の最低賃金を「引き上げるべきだ」と答えた。連合が4月5日発表した23年の春季労使交渉の賃上げ率（基本給を底上げするベースアップ分を含む）は3・70%と30年ぶりの高い水準だ。

一方で最低賃金の引き上げは人件費増につながり、中小企業の経営を圧迫する。東京商工リサーチの調査では23年1～2月の人手不足による倒産は前年同期の2・6倍となり、前年同期はゼロだった「人件費高騰」を理由とする倒産もあった。中小企業の賃上げのためには価格転嫁や公正な取引が重要だ。公正取引委員会などは価格転嫁を促進する取り組みを進めているが、依然として厳しい取引条件を受け入れている中小企業は多い。賃上げの実現には、収益を上げやすくするための生産性向上も欠かせない。厚労省も企業への助成金を拡充しているが、政府全体でデジタル化や自動化を後押しする一段の対応が求められる。

今後の最低賃金ランク分け ランク 対象都道府県	
A (6都府県)	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B (28道府県)	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C (13県)	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

最も低い沖縄県などは853円だった。219円という差は02年に比べると2倍以上に広がった。賃金格差拡大は地方の人材流出を招き、すでに人員確保に苦しむ地方が一段と厳しい状況に陥る。

これに歯止めをかけるために3区分制を導入した上で経済指標だけでなく各地の労働者数も加味して区分を決める。3区分制のBは28道府県とA～Cで最も多かった。労働者数ではAとBで全体の9割を占めるため、全体の賃金水準は押し上げられる見込みだ。最低賃金が日本全体の賃金に与える影響は大きい。最低賃金改定後に賃上げが必要になる労働者の比率をみると、21年度は16・2%と12年度から11%超上がった。北海道や東北、九州地方が目立つ。雇用形態別では最低賃金の水準近くで働く非正規やパートタイムの賃上げにつながりやすい。